

平成22年6月30日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第20日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第40号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第41号 上天草市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第42号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
5. 陳情第12号 非核三原則の法制化を求める意見書採択のお願い
6. 陳情第24号 水俣病被害者救済のために公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める陳情書（継続審査）

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第43号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
3. 陳情第13号 市道環状北線（岩谷、白涛間）の改修工事について（陳情）

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第44号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
3. 議案第46号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
4. 陳情第14号 維和小中学校統合計画の見直し及び一貫教育化に関する陳情書

日程第 4 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 同意第 2号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 3号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 4号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 発議第 2 号 水俣病被害者救済のため公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める意見書の提出について

日程第 10 発議第 3 号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について

日程第 11 上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の設置について

日程第 12 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長 堀江 隆臣

1 番 平田 晶子	2 番 何川 雅彦	3 番 田中 辰夫
4 番 須崎 光枝	5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 島田 光久
10 番 川口 望	11 番 田中 万里	13 番 北垣 潮
14 番 園田 一博	15 番 窪田 進市	16 番 津留 和子
17 番 桑原 千知	18 番 渡辺 勝也	19 番 田中 勝毅
20 番 猪塚 安親	21 番 新宅 靖司	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番 山口 安彦

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	村枝 誠二	健康福祉部長	杉田 省吾
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	松本 和任	総務課長	橋本 秀雄
財政課長	竹下 学		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長 補 佐	野崎 秀満
参 事	川端 彰		

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は7件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は市長提案の諮問議案1件、同意議案3件、発議議案2件及び樋島漁協損失補償調査特別委員会の設置について。この議案7件については総務企画部長並びに事務局長から提案理由など説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

また、発議議案2件については総務常任委員会に付託し、採択していただいております。人事案件の審議の方法について検討しました結果、すべて委員会への付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。

以上7議案につきましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営副委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営副委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第40号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月24日に委員会を開き、議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第40号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件については、本会議でも質疑がありましたが、委員会では、委員から条例が改正になった場合と現状との違いについて質疑があり、担当課長から1カ月に60時間を超えて勤務した職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、現在1時間当たり100分の125出しているところが100分の150となり、支給割合を上げるという説明でありました。このような質疑内容を踏まえまして、委員会では、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号、上天草市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件についても本会議で質疑がありましたが、委員会では、委員から市職員団体のためのとあるが、職員組合のことだと思うが、条例が改正になった場合と現状との違いについて質疑があり、担当課長から、職員組合に対する活動に60時間超えた場合代休を取ることができるが、その代休を組合活動に充てていいという部分を追加した改正であり、これは法に基づいた処置との説明でありました。本件につきましては、その他慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件についても本会議で質疑がありましたが、委員会では、委員から現状と改正後の説明について質疑があり、担当課長から、現状は100分の125であるが、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合は100分の150を支給していた。改正後は、1カ月60時間を超えて勤務した場合、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175を支給するという答弁でありました。

これを受けて委員から、現在は深夜勤務している人はいないか。また本会議の中で質疑があったサービス残業などはないとのことだったが、夜遅くまでしている人もいるということを知ったので、なるべく1人の職員に負担がかからないように、お互いが助け合っていけるようにしていただきたいとの要望がありました。

また、委員から、基本的に1カ月に60時間を超えるような残業をする課はないと思うが、それに近い課はとの質疑があり、担当部長から、今でいうと口蹄疫、新型インフルエンザ、緊急経済対策等の業務で、ベスト4を挙げると保健課、建設課、福祉課、総務課であるとの答弁でありました。

これを受けまして、委員から年間通して忙しい時期はあると思うが、基本的に残業することはないと思う。また、課の中で職員の仕事量、能力の個人的な差はあると思われるが、職員の指導というのは部課長が厳しく取り組んでほしいとの要望でありました。

また、委員から、関連して育児介護休業法の改正が国は6月30日から施行されるが、これの適用について市での対応はとの質疑があり、担当課長から、その件については調査しながら対応

している状況で、もう少し時間をいただきたいとの答弁でありました。

これを受けて委員から、ぜひ素早い対応をしていただきたいとの要望がありました。

本件につきましては、その他慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてでございますが、まず、委員から企画費、松島庁舎等建設検討委員会委員報酬について委員の選定が各町から3名ずつで12名挙がっているが、委員の選定基準について質疑があり、担当課長から委員の選定基準としては、第三者的な立場から公正かつ中立的な議論を進める必要があることから、庁舎建設に係る直接的な関係者を除いた者の中から選考した。具体的には、見識を有するものとして公共政策学、地質工学を専門分野とされる大学の教授、准教授の2名がおり、その他の委員としては、基本的には一般市民の代表としていたが、市政に携わる方でないと発言がしづらいと思われるため、地域審議会、各種委員会等に係る市民の中から選定をしたとの説明がありました。

これを受けまして、委員から見識者2名について質疑があり、担当課長から、公共事業再評価専門委員で岩盤工学の専門の先生と公共政策学を専門の2名で、専門的な知識を持っているということで選定させていただいたとの答弁でありました。

また、委員から、各町3名ずつ12名の委員を選出されているが、行政に何らか携わった方でないと発言がしにくいとか、意見が出しにくいだらうから、そういう人を選んだと理解したが、逆ではないかと思う。行政に携わっている方は遠慮があり、発言がしにくいのではないか。一般の方で行政に携わっていない方が素直な意見が出しやすいと思う。一般からの公募がよかったのではないか。今後、委員会など立ち上げる場合は、一般公募など吟味しながら選定していただきたいとの要望がありました。

さらに委員から、検討委員会でアンケートを実施されると聞いているが、実施時期、対象者数、各町の割合について質疑があり、担当課長から、アンケートの実施時期については第1回の検討委員会の中でも事務局から説明をしており、第2回から最終の第6回までの検討委員会の中で決めていきたい。対象者数については、統計法上2,000人から3,000人程度であれば市民の意向の調査を掌握できるのではないかと思われる。各町の割合についてはバランスを考慮した上で、できるだけ広い範囲に意見が聞けるような形で進めていきたいとの答弁でありました。

次に、企画費の実証運行委託料について本会議において質疑があっていたが、詳しく説明をしてほしいとの質疑があり、担当課長から、過疎地域等自立活性化推進交付金制度が、総務省の平成22年度新規施策として予算が3億2,000万円上げられている中で、総務省から提案募集を受け、本市は地域活性化交通対策実証運行事業を提案している状況である。

内容は大きく二つで、市内の交通空白地帯で最も人口が多く、高齢化が進む貝場、前平、小平、小瀬戸地区をモデル地区として、ニーズの高いバス停等でデマンドタクシーの実証運行事業と、本市中心市にある物産館さんばー内のバスターミナルを出発し、天草五橋、温泉施設、景勝地

等の観光施設を經由し、JR三角線と連結した天草宝島ラインの発着地を循環させる観光循環バスの実証運行事業を提案している。

また、本事業は総務省の採択を受けておらず、事業採択の内示が7月上旬になる見込みであるが、観光循環バスをできる限り多くの方々に利用していただくには、8月には運行させる必要があることから、速やかに事業実施に向けた取り組みが必要なため、6月議会において補正予算を計上したところである。なお、万が一事業が不採択になった場合は、9月議会で減額補正をさせていただきたいとの説明がありました。

このような説明を受けまして、各委員から内容等についてさまざまな意見がなされました。また各委員から、地域や観光にとっても大変重要な事業だと思うので、力を入れて取り組んでいただきたい。もし採択されない場合でも、単独でも実施していただきたいとの要望がありました。

以上が一般会計所管部門の補正予算の質疑内容でありましたが、その他の補正内容等も慎重に審査いたしました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、陳情第12号、非核三原則の法制化を求める意見書採択のお願いについての陳情書についてでございますが、委員からはぜひ採択をすべきではないかとの意見があり、この陳情につきましては、慎重に審議しました結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情第24号、水俣病被害者救済のために公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める陳情書についてでございますが、まず担当部長より最近の状況について、5月に地元の説明会が4会場で開催され、龍ヶ岳町町内外含めた約820名の方が参加されたとの報告を受けました。

委員からは、住民の方々の健康を守るという意味でも応援しなければならないのではないかという意見がありました。

この陳情につきましては、慎重に審議しました結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただくことをお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） おはようございます。議案第40号について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

質疑のときもちょっとお伺いしたんですけれども、1カ月に60時間を超える残業は現在のところないということで、それは理解したんですけれども、サービス残業が恐らく60時間の中には入れていないと私は思うんですよ。各担当部署で残業時間の割り当て時間があると聞いている

んですけれども、その辺の議論はなかったか。

もう1点は、例えばサービス残業というか時間外を代休に振りかえるということになっているんですけれども、代休をとるにも職員はなかなか代休をとれないと思うんですよ、やはり自分の仕事が詰まっています。やはりその辺の、部署内で仕事を割り振って、ちょっと一緒に手伝ってやるとか、やはりその辺は強く是正する必要があると思うんですけれども、そういう議論はなかったですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 大体似たような発言はあった中での委員長報告でございますので、その内容等に対しては幾つかあった中で、今議員が言われたような話は出ました。そういう審議を踏まえた中での結論でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、やはり担当課で、課長、部長の責任で、その枠内で残業を職員に与えるみたいな形になると思うんですけれども、その辺はやはり部課内でしっかり精査して、必要だったらやはり残業をつけてやる必要もあると私は思うんですが、その辺はありましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） この委員長報告の中で、現在深夜勤務をしている人はいないか、また本会議の中でも質疑があったサービス残業などはないかとの質問があったわけです。夜遅くまでしているということを知ったのでということで、今のようないい。しかし、なるべく1人の職員に負担をかけないように、お互い助け合っていく中で仕事をこなしていけばということで、仕事量ももっともでございますけれども、やはり職員等あたりの、今言われるその心配等あたりも含めた中での審議の結果の報告でございますので、重ねて申し上げますけれども、御理解していただきたいと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 次は、平成22年度一般会計補正第1号について、1点だけお尋ねしたいと思えます。

松島庁舎検討委員会の報酬をつけてあるんですけれども、この検討委員会が非公開になっていると前回の質疑であっていたんですが、これからも非公開でされるのか、その辺の議論はあったのか、なかったのか、お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 似たような話はあったと思うんですけれども、私がこの報告をした内容等を見ていただく中での範囲内での議論でございましたので、その辺は執行部がどうするか、また我々としても、今議員が言われたような部分で必要であれば、要望していくような形で議論してはいかがですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 各地区審議会から選出されて、選んであるという形になっていますからぜひ、やはり地域審議会は公開ですから、この協議会もできるだけ非公開ではなくて開示するような形でしてもらいたい。

その1点と、もう1点はアンケート調査をとられるということですのでけれども、アンケート調査の結果でこの中身が少し変わるとか、審議過程が変わるとか、そういうことがありうるのか、そういう議論はなかったかお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 内容等の部分でその辺を議論する部分はあると思いますけれども、このアンケートに対して、今島田議員が言われるような話そのものは出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） おはようございます。

では、マイクは入っていませんが、第1号について質問いたします。

委員長報告の中で、実証運行委託料についてでございます。私は、この点については質疑も行いましたが、その中で、今回は長砂連地区に――。

続けていいですか。この運行委託料の中で、長砂連地区への試験的な運行ということでございました。そのほかにも、質疑において登立の白涛地区、あるいはほかの地区でもこのような要望は以前から上がっていたので、そういう地区への試験的な運行はこれに合わせてする予定はないのかとお尋ねいたしました。その点の議論、また質疑の中でこの観光巡回バスについてでございますが、コースについていろいろ、これから検討してくださいというようなことを申し出て、先ほどの委員長報告の中で五橋めぐりやいろいろ言われましたが、その辺の具体的な説明というか、龍ヶ岳地区まで予定に入れてのコース等の議論等がなされたのか。

それと、委託事業として九州産交のほうに委託されるような旨の答弁を多分されたと思いますが、この辺が九州産交ではなくて地元企業に対して委託等はできないか等の議論がなされなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 産交バス以外で、ほかの地元業者に――。

○11番（田中 万里君） 地元業者への委託というのは考えられないか――。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 委員会では出ませんでした。

○11番（田中 万里君） それと、ほかにも試験的に、バスというかジャンボタクシーで行う事業に対して、ほかの地区へ対してのそういう計画はないのか、あるいは今回一緒にできないのかというのを質疑で聞いたので、その辺の議論はどのようになされたのかをお尋ねしたいんですけども。

○総務常任委員長（桑原 千知君） これは、委員会そのものでは、そういう話は具体的に出ませんでしたけれども、私の気持ちとしては、私も委員長として必要以上にしゃべる部分は控え

ているつもりですけれども、田中議員が一般質問でされたような流れの中で、執行部が説明したような話の部分で私自身も理解した手前、その辺は取り上げて、特に委員の方が言われたことはありませんでした。議論はですね。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） では、例えば我々が質疑等で検討事項として取り上げてくださいますと言った点について、白涛地区あるいはほかにもそういう年配者の方たちがジャンボタクシー、乗り合いバスを求めておられるような地区の議論は、委員会の中では取り上げられなかったということよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今田中議員が言われることは、委員の方が言われたそうです。済みません。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） どのような質問が出て、どのような執行部からの答弁があって、例えば今回できない、今回はこのような予算計上になりましたが、今後の中でその辺を、あるいは当初予算等に組み入れてやる計画なのか、そういう答弁がなかったのかをお尋ねしたかたんですが、委員からの質疑に対しての執行部の答弁というのがどのような答弁をなされたかをお尋ねしたいので、よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 思い出しました。確かにありました。

一応、実証事業の部分で、今言われるほかの地区あたりにもしたらというような発言がありましたけれども、執行部のほうからは、ここだけを、例えば新しいところをする上においては、一つをすればまた次のところもとか、いろいろ幅が広がっていくじゃないですか。そこら付近をやはり、前の段階で検討して答えるというような話だったですね。一応、これはモデルだから、それをほかの地区に延長していく場合はそれなりの予算も伴うわけでございますので、その付近はこれの実証を見た中で、また要望が強ければ、そういう中での今後の、今言われるような形でできるか、できないか検討してくれというような意見は出ました。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） それならば、例えば執行部としては今後、今回のこの事業において、これは県、国の事業の予算内でやり、後は今回のこのモデル地区を見た上で、市民が求めることであれば当初予算で、一般会計から繰り出してやる方向でしたいという、前向きな考えであるというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 一般会計から繰り出すという具体的な話は出ませんでしたけれども、今言ったように、実証する中で検討して必要があればというような思いで、委員からの同じような意見だったと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかになければ、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、討論を終わります。

それでは、これより順次採決を行います。

まず、議案第40号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第12号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第24号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第43号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について外2件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） おはようございます。経済建設常任委員会からの報告をいたします。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月23日に委員会を開き、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第43号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、工場立地法に係る緑地面積率等の特例措置を適用させるため重点促進区域への追加申請をし、国の同意を得たため条例を整備するものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてですが、まず委員から、農林水産業費の農業振興費、地図作成手数料の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、中山間直接支払制度は5年に1回の更新となっているが、今年度が第3期目の更新の時期である。現在、既存の支払制度による地区が13地区であり、新たに3期目に取り組みたいという地区が2地区ある。都合15地区が支払制度の取り組みの表明をいただいている。この中山間地については、地形によって規定要件に該当する中山間地であることを証明する必要がある。その必要な地図、地形図については、県の土地改良連合会で電子地図の発行をしていたが、この電子地図の作成手数料を支払って、きちんとした形で地形図を添付し、8月いっぱいまでに県に申請しなければならない。そのための電子地図作成手数料であるとの説明がありました。

また、委員から同じく農業振興費の経営体育成交付金の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、国の緊急経済対策の一環として緊急予算措置され事業化されたものであり、内容については認定農業者、農業生産法人等も含む一定の担い手となっていただく現農者、農業生産法人の方が経営改善に資するような農業機械、施設などのハード整備が必要な際に必要な資金、農業

近代化資金、これはJ A、一般銀行の一部及び農業中金が貸主になっておられるが、そういった農業近代化資金制度融資を受けられる融資額の30%を県から交付金として助成が受けられる。残りの70%を借主に返済していただく制度である。このようなハード整備を行う上での交付金ということで、今回は7名の方が内示を受けられたということで、838万5,000円を予算計上させていただいたとの説明がありました。

また、委員から、商工振興費の商工業振興対策補助金について、江樋戸商店街の街灯の整備であると思うが、LEDにかえるのか。また、維持管理費についてはどうなっているのかとの質疑があり、担当課長から、江樋戸商店街の街灯は18基あり、設置から年数がたっており、また海岸地域であるということで老朽化が進んでいる。事故等も発生している関係から整備のお願いもあり、今回整備するものであるが、省エネ対策としてのLED設置については、検討までには至っていない。また、維持管理については、従来どおり地元の商店街で負担していただくことになっているとの答弁がありました。

また、同じく商工振興費の市町村特別小口資金補償制度損失補償金について説明を求める質疑がありました。担当課長から、平成18年5月に補償制度にのっとった約束分についての償還がなされていないということで、本年の3月3日、本市のほうに損失補償金として熊本県信用保証協会のほうから請求があった。平成18年5月に300万円の信用保証した分の補償金ということで、30万8,159円の損失補償の請求分であるとの答弁がありました。

また、委員から、債務者からの返済はどうなっているのか質疑があり、担当課長から、随時返済をされていたが、返済がなされなかった分について、今回損失補償ということで請求がなされた。この補償額については、借り受けをされた方から将来的に返済がなされ、完了すると市のほうに返ってくるということになっているとの答弁がありました。また、小口補償制度の貸し付けを行っている分については、平成21年12月末現在で29件の事業者に対して補償制度の適用がなされている。金額については、4,075万1,100円になっているとの補足説明がありました。

また委員から、今回は1人の方だが、今後もこういうことは出てくるのかの質疑があり、担当課長から、昨年度までに何件かあっているので、今の景気状況の中で今後どのような展開がなされていくのか非常にわかりづらい部分があるが、将来的にないということとは言えないとの答弁がありました。

また、委員から、市町村特別小口資金補償制度の内容について説明を求める質疑があり、担当課長から、中小企業者の円滑な融資を図るために設けられたものであり、その運用方法は、熊本県信用保証協会に対して市町村が出捐し、保証協会との間に損失補償契約を行い、協会が出捐金を基金として保証を行う制度であるとの答弁がありました。

また、支払いが滞ったということで今回損失補償が発生したということであるが、保証者側は債務の協議は行ったかとの質疑があり、担当課長から、市が直接債務者と協議を行うということは制度上できないということであるので行っていないが、保証協会においては現状についての把握等は行っている。この請求を受けた時点で50%未満ということであるが、回収可能というこ

とで請求を受けていたが、債務者のほうが自己破産をなされているということで、これ以上の請求は保証協会、金融機関としても難しいと聞いている。市のほうの負担額が30万8,159円という状況にある。今後、信用保証協会と市のほうで随時調査をしながら、できるだけ返済がなされるように協議を行いたい。また、ほかの方への融資についてもこのようなことがないよう、信用保証協会等との連絡を密にさせていただきたいとの答弁がありました。

この小口資金補償制度については、ほかにもいろいろな質疑や意見がありましたが、中小企業者育成のための制度であり、融資内容により負担割合は異なっているが、今回については熊本県信用保証協会が8割、市が2割のリスク分担の上で融資の保証をおこなっていることは十分認識した。しかし、安易に、信用保証協会から損失補償金の請求があったからといって漫然と支払いを行うのではなく、信用保証協会等からの情報の提供、調査を十分に行なった上で対応していただくよう、要望がありました。

また、観光費の観光圏事業負担金の内容及び今後の計画について説明を求める質疑があり、担当課長から、雲仙・天草観光圏ということで、広域的に観光振興に取り組んでいるところである。熊本県側としては、上天草市、天草市、苓北町、宇城市、天草地域振興局が構成団体となっており、関連する観光協会も構成組織となっている。雲仙側としては、雲仙市、島原市、南島原市、この3市と長崎県、あるいは関連の観光協会等が構成組織となっていて、事業実施に努めているところである。今回の300万円については、平成23年3月に新幹線が全線開通するが、JRから船という交通の観光ラインは非常に重要であるということで、JR九州等も力を入れているところである。

そういう中で、船の旅をいかに観光のほうに役立ていくかということ、実証実験等を踏まえて行うもので、今回、実証実験として観光客を呼び込むためのキャンペーンチラシの製作、JR博多駅での電光掲示板を利用した観光PR、雑誌・テレビ等を使った広告宣伝等を予定している。その総額は1,000万円を見込んでいるが、そのうちの本市の負担額として300万円を計上した。また、この事業が軌道に乗ってきたならば、今後も観光圏事業としての取り組み事業は発生してくるのではないかと説明がありました。

本件につきましては、ほかにもいろいろな意見、質疑がありましたけれども、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第13号、市道環状北線（岩谷、白湊間）の改修工事についての陳情ですが、本件につきましては、まず担当課長から、環状北線は登立地区を起点として環状西2号線に接合する上北小学校までの区間で、全長約4,467メートルで1級市道である。今回陳情されている区間、岩谷から白湊間については、延長で2,100メートルほどあるところである。この区間に旧排水溝が設置してある関係上、排水溝の整備についてはできる限りのことに対して計画を立てて、今後とも実施できたらというふうに考えているとの説明がありました。

委員から、それだけの延長線があれば一気に整備するということはできないと思うが、自動車のタイヤが側溝にはまり、抜けないという事故等が発生しているので、徐々にでも整備が必要で

あるとの意見がありました。

また、委員から、このような事例は、ただ陳情書が上がってこないというだけで、あちこちにあると思う。これらがすべて陳情という形で上がってきた場合、すべて対応するとなると相当な経費がかかると思われるし、陳情が上がってこなくても各庁舎、各支所等を通じて調査をされ、整備の必要なところは積極的に整備していただきたいとの要望がありました。担当課長から、いろいろな箇所ですら似たようなところがあると思うので、現地に出向いて調査をした上で、前向きに検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、側溝が詰まっているから上げてくれということと側溝の整備とは違うので、地域でできることは地域にやっていただく、市でやらなければならないことは市がやるというふうに明確にしておく必要があるのではないかとの意見がありました。担当課長から、狭窄区間においては、車両の離合時に危険がある。広い道路でも、側溝等において泥が詰まったりしているところもある。そういうところで、地元の区役等で解消できると思われる箇所については地元をお願いし、市がやらなければならないところは十分検討して対応していきたいとの答弁がありました。

本件につきましては、このような意見及び執行部からの答弁を踏まえ、この陳情につきましては、慎重審査の結果、採択とすることに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 1点、お尋ねいたします。議案第45号の1号についてでございます。

14ページの市町村特別小口資金保証制度損失補償金について、先ほど委員長から詳しい説明がございましたが、確認のためお尋ねいたします。この資金のこの損失というのは、10割のうちの2割が市の負担ということで、その2割分の約30万9,000円を市の税から払うというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） はい、そうだと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） それから冒頭で、将来的には保証人なり借りた方が市のほうに返済するというようなことを言われましたが、では、市民の税で一たん払って、将来的にはこれが返済されるというふうに受け取ってよろしいんですか、市のほうに。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○**経済建設常任委員長（窪田 進市君）** 今報告いたしましたように、保証協会が銀行に、全額を代位弁済で終わっております。それによりまして、保証協会が今後その保証、債務者は破産しましたけれども、保証人が1人おりますので、これも徴収していくと。市に直接ではなくて、それが保証協会に、代位弁済に返済されれば、その割合によって市に返ってくるという内容でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 11番、田中万里君。

○**11番（田中 万里君）** ということは、返ってこない場合もあると想定してもよろしいかということと、まずもって市民の税を払うということで、いろいろな議論がなされたと思います。今上天草市が抱えている問題として、樋島漁協の損失問題もございます。金額は大きい、小さい別として、損失補償ということで市民の税で払うような形になります。その辺の、今回前例としてなる可能性もございます。その辺についての議論等がなされなかったのか。

例えば、今回はそのような特別な理由、例えば市も10割のうちの2割という、そういう商工業の企業の方たちを助けるためのこれだから、今回こういうふうな方向でやりますというような、特別な条件のもとになされたのかと私は感じるんですが、これを前例として今後、そういう損失補償について、例えば市税を持ち出すというようなことがあってはならないと思うので、その辺の議論がなされなかったのかをお尋ねしたいんですが。

○**議長（堀江 隆臣君）** 経済建設常任委員長。

○**経済建設常任委員長（窪田 進市君）** まず、この損失補償についての内容を把握するために、委員会ではかなりの時間をかけ、担当課長からは県連、保証協会に問い合わせしながら、中身を知りました。今、議員意見のようなこともありましたけれども、最終的には、やはり中小企業を育成するという意味で現在も29件、4,000万円以上を貸し付けていると。これは県下全般の制度であり、市が債務保証をしなければ貸し出しができないことであると。

ただ、その保証協会もみずからの80%を負担し、保証協会と市がその負担を負っているので、銀行が貸し出ししたという制度でありますので、今回が特例ということではなく、このことは、意見が出ましたように、できるだけ破産宣告するようなことのないように、あるいは貸し出すときには商工会等が窓口になって審査をしますけれども、あってはならないと。もしこういう滞った場合には速やかに、その請求権は直接ありませんけれども、保証協会に内容調査をしてくれということでもなりましたけれども、今回が特別ということではありません。この制度については特約を結ばれているという内容のものでございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかに質疑はございませんか。

9番、島田君。

○**9番（島田 光久君）** 今回の件の続きでちょっとお伺いしたいんですけども。

確かに中小企業の救済という、私はすごくいい制度ではないかと思うんですけども、残念なのは、私が質疑の時に今回の説明がなされなかった。これはどういうわけか、ちょっと疑問とするんですけども、そういう議論はなかったですか。予算計上するからには、やはり説明責任を

果たすような形をもって計上してもらわないと、本当に困るんです。そういう議論は、まず最初になかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 我々委員会としましては、付託された案件については、まず委員の中から、一般質問も含めた内容について疑問があるところを提案していただきました。そのことによりまして、今議員がおっしゃるように、内容をもうちょっと詳しくしようじゃないかということで、今の報告に至ったところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） この制度、例えば商工会が国の制度を利用して保証を、市に来るわけですけれども、来るときに、例えば保証協会の承認を得て、ある程度銀行の承認を得て、最終的に上天草市にその保証をしてくるような仕組みになっている、その仕組みとかの検討の質疑はなかったですかね。余りわからないんですけれども。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 専門的には、担当課長から説明があったほうがいいと思いますけれども、私たちが委員会で内容を知った感覚としまして、まずこれは県が直接、商工会あたりを通じて貸し出し推進しながら、もしくは受け付けると。それによりまして、商工会が経営診断をしたり、担保の問題とか経営の能力とかと思います。それがあつたことを含めて、保証協会に提出すると。市は、そのこのほうには全く関知する内容ではないということでございます。その後は、保証協会がさらに審査して、それを受け皿として受ける場合と、これは貸し出しできませんよとさらに信用保証協会がしていくと。そういったことを踏まえて、信用保証協会が銀行ですかね、今後は熊本ファミリーだと思っておりますけれども、銀行からこれを借り受けていくというシステムだそうです。

ですから、市そのものが、だれが幾らどうというのは、調べればわかりますけれども、システムそのものはそういう仕組みであるということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、例えば借り入れが上がってきて、市が印鑑を押して、そして保証協会に上げて、保証協会が最終的に決定する形になるんですかね、この制度の仕組み上ですよ。

ということは、去年、この2、3年あつたと思うんですけども、国の制度を利用して市の印鑑をもらうんですけども、保証協会が保証しないからほとんど借り入れができなかったとか、そういう部類もこの中に混ざっているような貸し付けの中身ですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 市の決済をしてからということですが、その付近の補足といいますか、市が直接審査をするという貸し付けの制度ではないというふうに受けましたけれども、担当部長――。

○議長（堀江 隆臣君） 常任委員長、最終日は委員会の責任において答弁をお願いしますので、執行部の答弁は認めません。

それでは、私のほうから補足で説明しましょうか。

まず、この小口融資システム、私もオブザーバーとして出席しておりましたので、私が理解した範囲内で、ちょっと御説明します。

この小口資金融資制度というのは昭和40年代から始まって、商工会等を窓口とした融資制度であって、今現在も存在します。この融資制度は上天草市そのものが債務者を直接保証する制度ではなくて、保証協会を通じて保証するということになります。

この保証協会というのは、それぞれの地方自治体が出資して存在する保証協会であって、この保証協会が保証をすることによって成立する融資制度です。

ですから、債務者がもし債務不能に陥った場合は、当然保証協会に代位弁済の義務が発生するわけです、法的に。法的に代位弁済の義務が発生した場合に、その保証協会内部の規約によってその自治体が2割を、今回の融資の場合は2割を自治体が保証する、8割を保証協会が負担するという、そういった融資制度の内容になっています。

この辺については、かなり時間を割いて議論を行いまして、債務者そのものがどうなんだということを、委員のほうからもかなり追及がありまして、今委員長報告のとおり破産手続中ということもありますし、実際代位弁済がもう行なわれているということになれば、市のほうが2割の負担をするのはもう避けられないという報告でございました。

島田議員御指摘のように、市が直接債務者を保証するのではなくて、保証協会に出資している責任上支払い義務が発生するというふうに御理解いただきたいと思います。

よろしいですか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 私も、所管で言うのもいかなものかと思いますが、ちょっと補足的に申し上げます。

今、議長からも説明がありましたが、これは商工会が窓口として扱っているわけですね。しかし、今現時点の問題というのは、当然保証人がついているものだから、部長もこの前説明があったように、現在では債務者がそういう状況に陥っているから保証人が支払いをしているという現状であるわけですね。

そうすると当然、説明にもありましたように、最終的に払い終わったときは、8対2の20%分というのは市に返ってくるということでの受け方をすれば、さほど心配要らないのかなど。当然、商工会でも大変厳しく審査をしていくわけですね。恐らく、今30件弱ぐらいの借入れがあっておりますが、やはりその中では3分の1かそのくらいしか、融資といたら十分な審査に値しないものだから、そのくらいしかしていないと思います。

あとは、市が債務者にどうこうという権限はないものですから、市はやはり保証協会のほうに働きかけて、保証協会のほうから保証人なりを通じて返済を求めていくという形のもので、結論

も出さなければいけないのではないかとということで、補足的に申し上げておきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） あと1点だけ。

次は、観光費についてちょっとお尋ねしたいと思います。観光委託料ですね。1,100万円と観光圏事業負担金で300万円ほど、説明で大体わかったんですけども、これはやはり、情報発信という形の観光費の使われ方がほとんどではないかと思うんです。広域の観光事業をするには、やはり受け入れ体制ですね。

もちろん、情報発信は物すごく必要ですけども、受け入れ体制をどうするかという討論というか、そういう議題はなかったですかね。観光情報はもちろん発信するんですけども、受け入れの整備のほうはどうしても後手後手になっているという感じはします。予算は結構ついているんですけども、委員会の中でそういう議論はなかったですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 予てより委員会の中でも所管でありますので、今発言がありましたことについては非常に、いろいろな形で質問がありました。今回の委員会の中では、この300万円に対する内容の質問、審査があったということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 例えば観光事業を見ていると、ほとんど情報発信に予算をされているし、どうしても受け入れ体制に対する観光費の振り分けがこれから必要ではないかと私は思うんです。だから、ぜひそういう議論も委員会の中でしていただいて、次年度の予算に向けて、受け入れ体制の整備に向けたような予算措置を考えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第43号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第13号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第44号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係1議案、予算関係1議案、規約の改正1議案、陳情1件につきまして、去る6月25日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、審査の前に、学校統廃合に関する陳情書が提出されました維和小中学校と、公立学校施設整備検討委員会が新校舎及び仮校舎の場所などについて検討することとなる、龍ヶ岳地区の小学校3校と中学校2校の現地踏査を行いました。ほかに、上天草看護学校の寮の改修についても意見を伺っていましたので、病院職員の案内のもと施設内を視察しました。

また、市民と議会との意見交換会で、もっと龍ヶ岳の庁舎を活用してほしいとの要望がありましたので、今回は龍ヶ岳統括支所の会議室で委員会審査を行いました。場所が変わったことで新鮮な気持ちで会議ができ、より活発な委員会審査になりました。

議案審査の内容でございますが、初めに議案第44号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、執行部より、委員会の構成として龍ヶ岳地区の小中学校のPTAの代表者から5名、龍ヶ岳の地域審議会委員から4名、大矢野、松島、姫戸の各地域から社会教育及び学校関係の団体に属する方を各2名ずつの6

名、合計15名で構成すると説明がありました。

委員からは、人選は終わっているのか、公募はしないのか、何回会議を開く予定なのかとの質疑があり、執行部からは、検討委員は公募ではなく、教育委員会を7月初めに開いて委員を選任するが、会議は7月、8月の2カ月間を要するため、まず各小中学校の現地調査を踏まえ、3回ほど会議を開く予定であるとの説明がありました。

ほかに、委員からは、3月の当初予算の審査において、この検討委員会は設置条例をつくるべきではないかと指摘したがどうなったのかとの質疑があり、執行部からは、前回そのような意見があったが、検討委員会では、龍ヶ岳地区の小中学校の統合に伴う校舎について7月、8月の短時間での検討となることと、今後松島、大矢野地区で同じような事項を検討する際、構成委員である地域審議会が10年の設置期間を終えている可能性があるため、あえて設置条例をつくるのではなく、設置要綱で十分対応できると判断をしたとの答弁がありました。

また、委員からは、龍ヶ岳地区の小中学校のすべての校舎を視察したが、新しい校舎の場所、仮校舎について選択肢はそれほどないような状況で、わざわざ検討委員会を設置し協議しなければならない事項なのか、教育委員会で判断できないのかとの質疑があり、現在統合に理解をいただいているが、場所についてはさまざまに意見が寄せられているので、検討委員会で協議していただきたいとの答弁がありました。

委員からは、地域や保護者から理解をいただいている中で、この検討委員会での協議が逆に物事を困難にすることがないように、慎重に会議を行っていただきたいとの意見がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてであります。委員から、フリースクール等の設立へ向けての人材育成事業委託料と、英語村関係の予算について質疑が多くありました。

フリースクールについては、本会議でも説明がありましたように、県の緊急雇用対策事業の予算を活用してフリースクール運営に必要な人材を育成するというもので、NPO法人が市の商工観光課を通じて申請されて、県から内諾をうけて委託する事業であるとの説明がありました。

委員からは、事業終了後、市としてその後の計画はあるのかとの質疑があり、執行部からは、上天草市内でフリースクールは運営されていないが、悩みを抱えている子どもたちとかがわっていける人材が育成されれば、今後どのような活動をされたいかを話し合いながら、市として働く場所を探していくのは教育委員会の課題となるのではないかと答弁がありました。

また、英語村関係予算では、今後どのような事業を計画しているのか、対象者はどうなっているのかなどの質疑があり、執行部からは、7月にサマーキャンプ、10月にハロウィン、12月はクリスマス、2月にバレンタインのイベントを市が主体で行う予定で、7月のキャンプではタレントのセイン・カミュをゲストに招いての補助事業イベントも同時に開き、市内の小学生とその保護者を100名募集する計画であるとの説明がありました。英語村については、去年は委託

事業だったが、実績が余り見込めなかったので、今回は市直営で事業を行い、指定管理者に使用料を払うようにし、各事業とも、子どもたちに英語や異文化に親しんでもらうことを目的として実施したいとの説明がありました。

このほかにも、所管部門の予算について、委員から事業内容について質疑があり、執行部より詳しい説明を受けました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第46号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてですが、委員からは、議会議員32名から45名にしなければならない理由は何か、これまで不都合なことでもあったのかとの質疑があり、委員として出席していた議長から、県の市議会議長会などで、32名では県内の全自治体から議会に参加できないので、人数について改正したほうがいいのではないかと意見があった。また、これまでの広域連合の議会議員選挙では、地域バランスを保つための調整が大変だったので、今回の改正につながったのではないかと説明がありました。執行部からも、同じような説明がありましたが、補足として、苓北町ではこの規約は否決されましたが、県内の全自治体が承認されないと規約変更ができないとの説明がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第14号、維和小中学校統合計画の見直し及び一貫教育化に関する陳情書についてですが、まず執行部から、これまでの経緯の説明と、教育委員会として公立学校規模適正化審議会の答申を尊重し、計画に沿って統合できるよう最善の努力をしているので、ぜひ議会も統合の重要性を再度認識していただき、執行部と一体となって取り組んでほしいとのお願いがありました。

委員からは、維和地区での統廃合計画の説明会ではどのような意見が出たのかとの質疑があり、執行部から、統合まで期間があるので昨年度1度だけしか開催していないが、意見としては「小中学校がなくなると地域がさびれてしまう」「どうにかならないのか」との声があった。今年度はまだ説明会を実施していないが、計画どおり小学校28年4月、中学校25年4月で地域に説明する予定であるとの答弁がありました。

また、今回の陳情では小中一貫教育についても要望されているが、教育委員会はどうに考えているのかとの質疑があり、執行部からは、現在、全国で研究指定を受けて小中一貫教育が実施されているが、市の教育委員会として宇土市へ勉強に行くなどしているが、まだ方向性を見出していない。平成22年度で文科省の研究指定が終わる網田小中学校に今後の予定を確認したが、経費面などで市独自で続けるのは困難なため、再度6・3制に戻す予定であると伺ったとの説明で、一貫教育はもともと学校存続のための手段ではなく、子どもたちの教育環境や学力向上のためにどうするかが第一義であるので、国が方針を変えない限り、上天草市で導入するのは、現状としては難しいとの答弁がありました。

委員からは、学校の統合計画は当面続き、どこの地域にとっても学校がなくなるのは重きことである。文教厚生常任委員会も、これから地域からの陳情を毎回判断しなくてはならない状況も考えられるので、教育委員会が計画のとおり進むように最善の努力をするとの覚悟であるならば、文教の委員会としても審議会の答申を尊重し、執行部と見解を統一して審議に当たったほうがよいとの意見がありました。

委員会では、維和地区では1度しか学校統廃合の説明会が開催されておらず、現段階で陳情内容の判断をするのは早急であることと、文教厚生常任委員会としてももっと深く勉強をし、審査する必要があるということで一致し、この陳情書に関しては継続審査とすることで決定しました。

以上が文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、委員会閉会後におきまして、きららの里暴力事件の経過報告と改善状況について、病院事務長より説明がありましたことをあわせて御報告いたします。

最後に、今回の委員会においては、報告の冒頭に述べましたように小中学校を初め、上天草総合病院関連の施設など多数視察しました。百聞は一見にしかずの言葉のとおり、学校施設の現状がよくわかり、議案等の審査において大変参考になりました。

また、上天草看護学校の寮に関しては、風呂場の改修など寮内外の環境整備が必要であると、委員一同感じました。

今回の現地踏査においては、所管部署の職員を初め龍ヶ岳統括支所職員に大変お世話になり、皆様に感謝を申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） きららの里暴力事件についてです。6月26日の新聞——、いいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員、議案ではございませんので、質疑については御遠慮いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 内容についてではございませんが、ちょっと委員長に確認をと思つて。

この英語村、当然委託で出していたわけでしょう。それが今年度から、また市が直接というような説明だったかと思いますが、そのとおりですか。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 前回までは委託事業として、NPO法人ひとつくりネ

ットワークですかね、そこに委託されていたと思います。今回は、先ほど申し上げたように、市が直営で今後は行うということで、事業を展開します。

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） そうすると、本年度からそういう形になるということですが、現況は結局、英語村の受講者というか、そういう現況はどういうふうになっていたんだろうか、そこらがわかっているならば、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今回、現況というのは委員会の中では出ませんでした。これは前回の委員会で、3月議会のときに出た件なんですけど、ここに書類はございませんけれども、委託をしてそれほどの効果がなかったというような、担当課からの説明がございました。しかしながら、執行部としては多分、この議会でも市長が英語力に力を入れるというようなことを含んで、今回市直営においてさらなるそういう、英語村関係に予算をつけて、子どもたちのそういう、英語に対しての教育の向上を図るということで出されたのではないかと思います。前回の、効果としては、効果がなかったというような説明は受けております。

○議長（堀江 隆臣君） 18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） はい、わかりました。

それでは、そういうことで今度は市がやるということになれば、当然児童の英会話の向上に努められるということですので、執行部のほうもひとつしっかりと、また議会と提携しながら取り組んでいただきますよう、要望いたしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） その辺は委員会でも、直営になるということで、前回より効果があらわれるように頑張ってくださいというような要望もしてまいっておりますので、我々も今後チェックしながら、本当に効果が出るように指導をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

8番、小西君。

○8番（小西 涼司君） 同じく英語村のことでお聞きしたいと思いますが、今、効果がなかったという委員長からの報告でしたけれども、私が感じていたことは、効果がなかったのではなくて利用者が少なかった、そのNPO法人が英語村を活用しなかったというようなことを聞いていたんですけれども、そこらあたりはどうだったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今回、その効果の点については議論をしませんでした。これは3月の文教厚生常任委員会でした際に、私も個人的に、その点は小西議員より伺っておりました。NPOに委託しているが、先生等も毎日暇にしているというようなことで。

どういう基準でその効果をあらわすかという点は、まず最初に、募集等をかけるのであれば、利用者が多い、少ないが効果につながるのではないかと私は思います。

例えば、魅力ある授業であれば利用者もそれなりに、オーバーするぐらいの参加者が出るのではないかと思います。

その点で、今小西議員が言われたように、多分利用者が少ないという点で、効果がそれほどなかったというふうな判断につながったのではないかと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 私は、議案第46号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての反対討論をいたします。

そもそも、後期高齢者医療広域連合という組織のあり方は、住民の声が届きにくいという問題があります。例えば国民健康保険は、住民に選ばれた議員によって保険税や財政のあり方が議論されます。しかし、後期高齢者医療制度での広域連合議員は市長や地方議員の互選で選ばれ、1回数十分などの短時間の審議で保険料や財政が決められています。また、一般質問時間も1人10分しか与えられず、十分審議する時間もなく、そこには住民の声は届きません。

地方自治体は住民福祉を第一任務としており、とりわけ高齢者の医療は大きな柱の一つです。その後期高齢者医療を、直接住民の声が届かない広域連合に運営を担わせたということは、福祉切り捨てと言わざるを得ません。高齢者差別の制度として、中身も運営そのものにも問題があります。今回の規約改正は、議員の人数がふえるとはいえ、各市町村から市長及び議員を含めて1人を選ぶというのは、市長と議会の役割の違いから適切な選出の仕方とは思えません。

以上の理由により、この改正には賛成できませんので反対し、討論といたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第46号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。異議がございましたので、起立によって採

決いたします。本件を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、陳情第14号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第45号 平成22年度上天草市一般会計補正予算(第1号)

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第4、議案第45号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第1号を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終了いたします。

それでは、議案第45号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決でございます。各委員長報告のとおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 諮問第1号を御提案申し上げますので、その説明をさせていただきます。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦申し上げたいので、議会の皆様の御意見を求めるものでございます。

住所、上天草市姫戸町二間戸760番地。氏名、竹中正顕、元市職員、課長でございます。生年月日、昭和25年1月9日。

提案理由としまして、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の皆様の意見を聞く必要がございます。これがこの議案を提案する理由でございますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） また今から何人か、推薦とか選任で話が出てくると思うんですけども、いつも議会の当日にこの人を選任しますとか、同意を求めますというふうな形で紙をもらいますけれども、この書類自体をもう少し早くもらうことはできますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 本会議に先立って、先ほどの議運でも御説明申し上げました。その中でも、そういう御意見をいただいております。

すべてそのとおりにできるかどうかわかりませんが、御意見を重く受けとめますということで、私回答を申し上げました。

○議長（堀江 隆臣君） 7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 今の答弁だと、議運のほうではそういう意見が出たということによろしいですかね。

はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって討論を終了いたします。

それでは、諮問第1号を採決いたします。

本件は、市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6 同意第2号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第6、同意第2号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第2号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

次の者を上天草市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、上天草市大矢野町上577番地2。氏名、澤村弘史。現在の税務課長でございます。生年月日、昭和31年3月30日。

提案理由としまして、市長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者を議会の同意を経て市長が選任する必要があります。これが提案する理由でございますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、同意第2号を採決いたします。

本件は、市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 同意第3号 上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第7、同意第3号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の

選任につき同意を求めることについての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第3号、上天草市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

次の者を上天草市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。4名について住所、氏名、生年月日、職業を述べさせていただきたいと思っております。

まず1人目が上天草市大矢野町上5914番地2、岩田稔正、昭和36年9月7日生まれ、家屋調査士でございます。

続きまして、上天草市松島町阿村4002番地、黒瀬啓介、昭和24年8月7日生まれ、無職であります。元市職員でございます。

次に、上天草市姫戸町二間戸3828番地、大川正富、昭和26年1月8日生まれ、会社役員でございます。

最後に、上天草市龍ヶ岳町高戸5577番地、鬼塚良弘、昭和16年12月8日生まれ、無職。元龍ヶ岳町職員でございます。

以上4名でありますけれども、松島町の黒瀬啓介氏を除いて3名は再任となっております。

提案理由としまして、固定資産税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、地方税法第423条第1項及び第2項の規定により住民、また市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でありますので、よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第3号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、同意第3号を採決いたします。

本件は、市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は、市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 8 同意第 4 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第 8、同意第 4 号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第 4 号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

次の者を上天草市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

住所が上天草市龍ヶ岳町樋島 1 7 9 9 番地 2。氏名、佐々木紀元。昭和 1 5 年 1 2 月 5 日生まれでございます。

提案理由といたしまして、平成 2 2 年 7 月 1 日をもって任期が満了する佐々木紀元氏を、現在教育委員長でございます。再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の皆様の同意を得るものでございます。

佐々木現教育委員長はこれまでの行政経験、そして教育行政に対する経験、見識、大変豊富でいらっしゃいますので、適任な方であるというふうに判断しているものでございます。

これがこの議案を提出する理由でありますので、皆様よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第 4 号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

それでは、同意第 4 号を採決いたします。

本件は、市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 発議第2号 水俣病被害者救済のため公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第9、発議第2号、水俣病被害者救済のため公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める意見書の提出についての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 発議第2号の説明をいたします。

水俣病被害者救済のため公害健康被害補償法に定める指定地域拡充を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年6月30日、上天草市議会総務常任委員会委員長桑原千知。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由。水俣病問題解決と被害者の早期全面救済を国、県に求めるため。意見書を朗読したいと思いますが、前段の部分については割愛させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（桑原 千知君） それでは、1.国、熊本県の責任で汚染の広がり、被害の実態調査を行っていただくこと。その際、被害者団体や関係住民などの意見を十分に聞いていただくこと。

2.現行の地域指定については、被害者の居住地域や汚染魚の入手経路などからしても実態に合わないので、早急に是正していただくこと。

3.上天草市の不知火海沿岸地域については、両事業（治療研究事業と総合対策事業）の対象地域に指定していただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年6月30日。上天草市議会議長堀江隆臣。

衆議院議長横路孝弘殿。参議院議長江田五月殿。内閣総理大臣菅 直人殿。総務大臣原口一博殿。法務大臣千葉景子殿。厚生労働大臣長妻 昭殿。環境大臣小沢鋭仁殿。熊本県知事蒲島郁夫殿。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第2号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 発議第3号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第10、発議第3号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についての追加議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 発議第3号を説明いたします。

非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成22年6月30日、上天草市議会総務常任委員会委員長桑原千知。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由。核兵器の廃絶に向けて、非核三原則の法制化を国に求めるため。

それでは、意見書を朗読したいと思います。

非核三原則の早期法制化を求める意見書。

広島、長崎の原爆被爆から64年が経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被爆者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。

今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。

そのためにも、「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国におかれましては、早期に下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記といたしまして、

1. 被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年6月30日。熊本県上天草市議会議長堀江隆臣。

衆議院議長横路孝弘殿。参議院議長江田五月殿。内閣総理大臣菅 直人殿。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第3号について、質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、発議第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

12時を過ぎ、昼食の時間となりますが、審議が終了するまで会議を続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認め、よって時間を延長し、審議を続行します。

日程第11 上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の設置について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

ここで、お諮りいたします。

地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定に基づき、上天草市議会樋島漁協損失補償特別委員会を設置し、樋島漁協損失補償等の協議についてはこれを委員会に付託し、委員については12名の委員をもって構成することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件については、12人の委員をもって構成する上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

ただいま設置された上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の委員については、委員会

条例第8条第1項の規定に基づき、総務常任委員会より猪塚安親君、園田一博君、高橋 健君、何川雅彦君。経済建設常任委員会より田中勝毅君、渡辺勝也君、北垣 潮君、川口 望君。文教厚生常任委員会より新宅靖司君、田中万里君、島田光久君、田中辰夫君。以上の12人を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人の諸君を上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

それでは、上天草市議会樋島漁協損失補償調査特別委員会の正副委員長を御報告申し上げます。委員長に新宅靖司君、副委員長に田中勝毅君が選任されましたので、御報告いたします。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題いたします。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長より、お手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時02分